

地独評委第5号の2
平成23年8月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学(以下「法人」という。)の剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第40条第5項の規定による当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第40条第3項の規定により平成23年6月30日付け看大第76号で法人から岐阜県知事に対して承認の申請があった、剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額については、承認することが適当である。